

リース・割賦契約と改正消費税法について

リース契約

- **平成20年4月1日以降平成26年3月31日までに開始したリース契約は、改正消費税法^(注1)の施行日(平成26年4月1日)以降も、ご契約期間中のリース料に現在の消費税率(5%)が適用されます。**
(注1)「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」を指します。
- **平成20年3月31日以前に開始したリース契約は、「資産の貸付けに係る経過措置」の適用要件^(注2)を満たすため、改正消費税法の施行日(平成26年4月1日)以降も、ご契約期間中のリース料に適用される消費税率が現在の5%のまま据置られます。**
この経過措置の適用を受けるご契約については、契約毎に別途ご案内をお送り致します。
なお、ご契約期間中に一部中途解約が発生した場合には、経過措置の適用要件を満たさなくなるため、残存契約のリース料に適用される消費税率は、平成26年4月分以降8%となります。
- 改正消費税法の施行日(平成26年4月1日)以降に開始するリース契約は、ご契約期間中のリース料に8%の消費税率が適用されます。

(注2)「資産の貸付けに係る経過措置」の適用要件(改正消費税法附則第5条第4項)

事業者が、指定日(平成25年10月1日)の前日までに締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、その契約の内容が、次の①および②又は①および③に掲げる要件に該当するときは、施行日(平成26年4月1日)以後に行う資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税率が適用されます。

- ①当該契約に係る資産の貸付けの期間及び期間中の対価の額が定められていること。
- ②事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと、その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当していること。

再リース契約

- 再リース料のお支払いが「一括払」のご契約
 - ①再リース開始日が平成26年3月31日以前のご契約は、再リース料に5%の消費税率が適用されます。
 - ②再リース開始日が平成26年4月1日以降のご契約は、再リース料に8%の消費税率が適用されます。
- 再リース料のお支払いが「毎月払」のご契約
平成26年3月分までの再リース料には5%、平成26年4月分以降の再リース料には8%の消費税率が適用されます。
なお、既に開始している平成26年3月末を跨ぐ期間の再リース契約で、「お支払い明細書(請求書)」の消費税額が上記の分かち表示に変更されていないご契約については、新しい明細書を再送付させていただきます。

割賦契約

- 割賦契約開始日が平成26年3月31日以前のご契約は、改正消費税法の施行日(平成26年4月1日)以降も、割賦契約期間中の頭金・割賦金には現在の消費税率(5%)が適用されます。
- 割賦契約開始日が平成26年4月1日以降のご契約は、割賦契約期間中の頭金・割賦金に8%の消費税率が適用されます。

